

⑨ 消費税課税期間特例選択・変更届出書

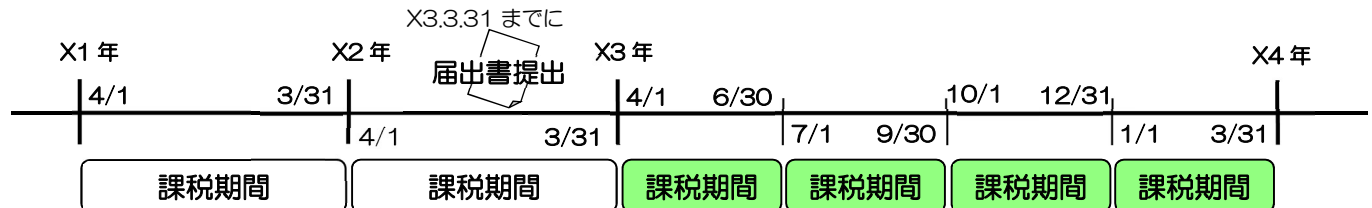
提出
時期

適用を受けようとする課税
期間の初日の前日まで

課税期間は、個人事業者については暦年、法人については事業年度ですが、「消費税課税期間特例選択・変更届出書」を納税地の所轄税務署長に提出することにより、3月又は1月ごとに区分した期間に短縮することができます。

課税期間の特例の適用を受けようとする場合には、適用を受けようとする「短縮に係る課税期間（3月又は1月ごとに区分した期間）」の初日の前日までにこの届出書を提出する必要があります。ただし、新規開業等した事業者については、この届出書を提出した日の属する3月又は1月ごとに区分した期間からこの特例の適用を受けることができます。

○（参考）3月末決算法人（事業年度が1年）が、3月特例の課税期間を選択する場合



3月特例を1月特例に、又は1月特例を3月特例に変更する場合も、「消費税課税期間特例選択・変更届出書」を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。この場合の提出時期は、変更しようとする「短縮に係る課税期間」の初日の前日までとなります。

なお、この特例の適用を受けている場合は、事業を廃止した場合を除き、特例の効力が生じた日から2年間継続して適用した後でなければ、他の課税期間の特例に変更することはできません。

課税期間の特例の適用をやめようとするときは

消費税課税期間特例選択不適用届出書

提出
時期

適用をやめようとする課税
期間の初日の前日まで

課税期間の特例の適用をやめようとするときは、適用をやめようとする課税期間の初日の前日までに「消費税課税期間特例選択不適用届出書」を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

ただし、課税期間の特例の適用を受けた場合は、事業を廃止した場合を除き、特例の効力が生じた日から2年間継続して適用した後でなければ、課税期間の特例の適用をやめることはできません。

なお、年又は事業年度の途中でこの特例の適用を受けることをやめた場合には、その適用しないこととした課税期間の開始日以後、その年の12月31日又はその事業年度の終了する日までが一課税期間となります。